

2025年4月17日

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子  
代表者名 代表取締役社長社長執行役員 葛西晃  
(コード番号 6957 東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀  
(TEL 048-615-4000)

会 社 名 YAGEO Corporation  
代表者名 Founder and Chairman Pierre T.M. Chen

株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの  
買付条件等の変更に関するお知らせ

YAGEO Corporation は、本日、2025年2月5日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（その後の訂正を含みます。）にてその開始予定を公表しておりました、中間持株会社 YAGEO Electronics Japan 合同会社を通じた株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けについて、買付条件等の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、YAGEO Corporation（公開買付者完全親会社）が、株式会社芝浦電子（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025年4月17日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

2025年4月17日

各位

会社名	YAGEO Corporation
代表者名	Founder and Chairman Pierre T.M. Chen

**株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの  
買付条件等の変更に関するお知らせ**

YAGEO Corporation（以下「YAGEO」といいます。）は、2025年2月5日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（その後の訂正を含み、以下「本公開買付予告プレス」といいます。）において、YAGEOが2月6日に設立した中間持株会社YAGEO Electronics Japan 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）を通じた、株式会社芝浦電子（以下「対象者」といいます。）を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定した旨の公表をしておりましたが、公開買付者は、本日、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格を4,300円から5,400円に変更することを決定いたしました。

これに伴い、本公開買付予告プレスの内容を下記のとおり変更いたします（変更箇所には下線を付しております。）。

YAGEOは、引き続き2025年5月7日の本公開買付けの開始を予定しておりますが、本公開買付けの開始時期の想定に変更が生じた場合には、速やかにその旨をお知らせいたします。

## 記

### 【前文】

(変更前)

(前略)

YAGEO は、下記「2. 買付けの目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者の大手センサメーカーとしての強みを理解し、本取引を通じて共に「世界屈指のセンサメーカー」を目指す関係性が築かれると考え、2024年9月頃から本取引の検討を開始しました。2024年10月11日、YAGEO は、対象者に対して、まず、YAGEO の創業者兼会長と対象者の代表取締役社長との面談を通じて業務提携の可能性を探りたい旨の申し入れを行いました。以降 YAGEO は、対象者に対して、複数回面談を依頼したものの、それら全てが対象者より拒否されたことから、経営支配権を取得する旨の買収提案を受領した企業の取締役会は真摯な検討をすることを推奨する経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」(以下「企業買収行動指針」といいます。)の趣旨に沿って、本取引について対象者取締役会と友好的に協議することを目的として、2024年12月30日に、対象者の取締役会に対して本取引に関する意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出いたしました。YAGEO は、本意向表明書の提出後、その内容及び YAGEO の意思を可能な限り速やかに説明し、協力して相互の合意に達する機会を設けるよう、対象者に対して要請を続けておりましたが、YAGEO は2025年1月16日において、本取引に関する検討にあたって、守秘義務契約書の締結を必要とする旨のレターを対象者より受領し、2025年1月22日において、対象者から守秘義務契約書の案(以下「本対象者 NDA 案」といいます。)を受領しました。本対象者 NDA 案は YAGEO に一方的な守秘義務を課すとともに、一定期間 YAGEO による対象者株式の取得並びに本取引に関する公表及び開始等を禁止するものでしたが、YAGEO は、対象者の情報を受領するためではなく、専ら YAGEO による提案内容を対象者に口頭で直接説明するために面談を依頼しており、かかる面談を行うためには本対象者 NDA 案の締結が必要であるという対象者の回答は、実質的には面談を拒否するに等しいと考えております。しかしながら、YAGEO としては対象者の理解を得た上で本取引を進めたかったため、面談の実施には本対象者 NDA 案の締結を前提とするべきではないことを対象者に説明し、引き続き面談実施の要請を行いました。本日時点までにそのような機会を得ることができませんでした。対象者が当該機会を与えないことについて、YAGEO は対象者から合理的な説明を受けられていない現状を踏まえ、対象者の株主の皆様にも YAGEO の提案をご検討いただく機会が提供されなくなることを懸念したため、透明性あるプロセスを通じて、対象者の株主の皆様判断のために有益な情報が、公開買付者と対象者から適切かつ積極的に提供されることを促し、もって対象者の株主の皆様が本取引の是非や取引条件に関して対象者及びその株主のために最適な選択をすることができる状況を確保することを企図し、本日、本取引に関する予定を公表することを決定いたしました。

(後略)

(変更後)

(前略)

YAGEO は、下記「2. 買付けの目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者の大手センサメーカーとしての強みを理解し、本取引を通じて共に「世界屈指のセンサメーカー」を目指す関係性が築かれると考え、

2024年9月頃から本取引の検討を開始しました。2024年10月11日、YAGEOは、対象者に対して、まず、YAGEOの創業者兼会長と対象者の代表取締役社長との面談を通じて業務提携の可能性を探りたい旨の申し入れを行いました。以降YAGEOは、対象者に対して、複数回面談を依頼したものの、それら全てが対象者より拒否されたことから、経営支配権を取得する旨の買収提案を受領した企業の取締役会は真摯な検討をすることを推奨する経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下「企業買収行動指針」といいます。）の趣旨に沿って、本取引について対象者取締役会と友好的に協議することを目的として、2024年12月30日に、対象者の取締役会に対して本取引に関する意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出いたしました。YAGEOは、本意向表明書の提出後、その内容及びYAGEOの意思を可能な限り速やかに説明し、協力して相互の合意に達する機会を設けるよう、対象者に対して要請を続けておりましたが、YAGEOは2025年1月16日において、本取引に関する検討にあたって、守秘義務契約書の締結を必要とする旨のレターを対象者より受領し、2025年1月22日において、対象者から守秘義務契約書の案（以下「本対象者NDA案」といいます。）を受領しました。本対象者NDA案はYAGEOに一方的な守秘義務を課すとともに、一定期間YAGEOによる対象者株式の取得並びに本取引に関する公表及び開始等を禁止するものでしたが、YAGEOは、対象者の情報を受領するためではなく、専らYAGEOによる提案内容を対象者に口頭で直接説明するために面談を依頼しており、かかる面談を行うためには本対象者NDA案の締結が必要であるという対象者の回答は、実質的には面談を拒否するに等しいと考えております。しかしながら、YAGEOとしては対象者の理解を得た上で本取引を進めたかったため、面談の実施には本対象者NDA案の締結を前提とするべきではないことを対象者に説明し、引き続き面談実施の要請を行いました。本日時点までにそのような機会を得ることができませんでした。対象者が当該機会を与えないことについて、YAGEOは対象者から合理的な説明を受けられていない現状を踏まえ、対象者の株主の皆様にもYAGEOの提案をご検討いただく機会が提供されなくなることを懸念したため、透明性あるプロセスを通じて、対象者の株主の皆様への判断のために有益な情報が、公開買付者と対象者から適切かつ積極的に提供されることを促し、もって対象者の株主の皆様が本取引の是非や取引条件に関して対象者及びその株主のために最適な選択をすることができる状況を確認することを企図し、本日、本取引に関する予定を公表することを決定いたしました。

公開買付者は、ミネベアミツミ株式会社が、2025年4月10日付で公表した「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「ミネベアミツミ予告プレス」といいます。）において、対象者株式の買付け等の価格を1株当たり4,500円として公開買付け（以下「ミネベアミツミ公開買付け」といいます。）を開始する予定である旨を公表したこと、対象者が同日付で公表した「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」及び「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する反対の意見表明のお知らせ」（以下併せて「対象者2025年4月10日付意見表明プレス」といいます。）において、対象者の取締役会が、現時点における対象者の意見として、ミネベアミツミ公開買付けが開始された場合には、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨及び本買付条件変更（以下に定義します。）前の本公開買付けに対して反対の意見を表明する旨を決議したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、本公開買付けにおける対象者株式1株あたりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）について再度検討を行った結果、2025年4月17日、本公開買付価格を4,300円から5,400円に変更（以下「本買付条件変更」といいます。）することを決定いたしました（以下別途明示されていない限り、「本公開買付価格」は本買付条件変更後の価格をいいます。）。

（後略）

## 【1. 本公開買付けの概要】

（変更前）

（前略）

④ 買付け等の価格	<p>1株あたり <u>4,300円</u> (以下「本公開買付価格」といいます。)(下記&lt;本公開買付価格&gt;参照)</p> <p>本公開買付価格は、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日(基準日)の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値、同日までの直近1週間、直近1ヶ月間、3ヶ月間、及び6ヶ月間の終値単純平均値(小数点以下を四捨五入しております。以下、終値単純平均値について同じです。)に対してそれぞれ以下のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム率について同じです。)を加えた価格です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 基準日終値3,140円に対して <u>36.94%</u></li> <li>- 1週間終値単純平均値3,169円に対して <u>35.69%</u></li> <li>- 1ヶ月終値単純平均値3,213円に対して <u>33.83%</u></li> <li>- 3ヶ月終値単純平均値3,252円に対して <u>32.23%</u></li> <li>- 6ヶ月終値単純平均値3,274円に対して <u>31.34%</u></li> </ul>
-----------	--

(中略)

本取引の詳細については、下記「2. 買付けの目的等」以降をご覧くださいたく存じますが、下記「2. 買付けの目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、(i) 対象者を完全子会社化することにより、製品・技術開発、生産、及び販売網・サービスといった面で両社のシナジーが大きく実現され、両社において企業価値を最大化させる具体的な蓋然性が高いものと確信しております。また、(ii) 本公開買付価格(4,300円)は、①本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日(基準日)の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(3,140円)、同日までの直近1週間の終値単純平均値(3,169円)、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値(3,213円)、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値(3,252円)、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値(3,274円)に対してそれぞれ 36.94%、35.69%、33.83%、32.23%、及び 31.34%のプレミアムを加えた価格であり、下記<本公開買付価格>に記載のとおり、2024年1月から12月までに公表された案件公表前のPBRが1倍以上であった上場会社の非公開化を目的とした事例37件(但し、自己株式の公開買付け及び本日時点で成立していない公開買付けを除きます。)におけるプレミアム水準の中央値(公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近1ヶ月間、公表日の前営業日までの直近3ヶ月間、及び公表日の前営業日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して、それぞれ、42.41%、41.69%、42.27%、及び42.14%)に照らしても遜色がないこと、②東京証券取引所が公表している統計資料によれば、対象者が属するスタンダード市場に上場している電気機器を業種とする企業の2025年1月時点における平均PBR(株価純資産倍率)が0.8倍であるところ、本公開買付け価格はPBR1.9倍に相当する水準であることからすれば、対象者の株主の皆様にご享受いただける価格であると考えております。加えて、(iii)本公開買付けの買付代金は 65,559,059,900円(買付予定数(15,246,293株)に本公開買付価格(1株あたり 4,300円)を乗じた金額を記載しております。本日以降の株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数値が異なった場合には変動する可能性があります。)であるところ、本公開買付けに係る決済は、YAGEOからの出資金(公開買付者は、YAGEOから、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの決済の開始日(以下「本決済開始日」といいます。)の前営業日までに、本公開買付けの買付代金及びその他買付手数料等の資金の出資又は融資を受ける予定です。)を用いる予定であり、YAGEOの2024年9月30日現在の預金額は425,982.88百万円(94,244百万台湾ドルを、1台湾ドル/4.52円(同日付)で換算した金額)であるため、決済資金の準備も完了しております。さらに、(iv)YAGEOは、本日現在、本公開買付前提条件の充足の重大な支障となる事実を認識しておりません。

以上の事実を踏まえると、本取引は、全体として、企業買収行動指針においてその実施が推奨されている、「望ましい買収」であるものと確信しております。

(中略)

#### <本公開買付価格>

本公開買付価格は4,300円とする予定です。但し、本公開買付価格は、(a) 法第27条の11第1項但書に定める公開買付けの撤回が認められる事由が生じていないこと、及び(b) 対象者の業務執行を決定する機関が本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当又は取得日とする自己株式の取得についての決定をしていないことを前提としております。上記(a)又は(b)の前提と異なる事由が生じた場合には、当該事由による対象者株式への影響を踏まえた1株あたりの影響に相当する金額を基にして本公開買付価格を見直す可能性があり、本公開買付価格の見直しを行う場合、YAGEOは、本公開買付けの開始時点までに当該見直しを行います。

(中略)

下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」に記載のとおり、本公開買付価格(4,300円)は、①本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日(基準日)の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(3,140円)、同日までの直近1週間の終値単純平均値(3,169円)、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値(3,213円)、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値(3,252円)、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値(3,274円)に対してそれぞれ36.94%、35.69%、33.83%、32.23%、及び31.34%のプレミアムを加えた価格であり、2024年1月から12月までに公表された案件公表前のPBRが1倍以上であった上場会社の非公開化を目的とした事例37件(但し、自己株式の公開買付け及び本日時点で成立していない公開買付けを除きます。)におけるプレミアム水準の中央値(公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近1ヶ月間、公表日の前営業日までの直近3ヶ月間、及び公表日の前営業日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して、それぞれ、42.41%、41.69%、42.27%、及び42.14%)に照らしても遜色がないこと、②東京証券取引所が公表している統計資料によれば、対象者が属するスタンダード市場に上場している電気機器を業種とする企業の2025年1月時点における平均PBR(株価純資産倍率)が0.8倍であるところ、本公開買付け価格はPBR1.9倍に相当する水準であることからすれば、現時点において、本取引を通じて対象者が企図するシナジー効果を定量化することは困難ですが、YAGEOは、本公開買付けを含む本取引は、対象者の株主の皆様へ企業買収行動指針に記載の「株主が享受すべき利益」、すなわち、「買収を行わなくても実現可能な価値」を最低限保障するのみならず、「買収を行われなければ実現できない価値」の公正な分配をも十分保証する合理的な投資回収機会を提供するものであると考えております。

(後略)

(変更後)

(前略)

④	買付け等の価格	1株あたり <u>5,400</u> 円(下記<本公開買付価格>参照) 本公開買付価格は、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日(基準日)の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式
---	---------	--

	<p>の終値、同日までの直近 1 週間、直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間、及び 6 ヶ月間の終値単純平均値（小数点以下を四捨五入しております。以下、終値単純平均値について同じです。）に対してそれぞれ以下のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム率について同じです。）を加えた価格です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 基準日終値 3,140 円に対して <u>71.97%</u></li> <li>- 1 週間終値単純平均値 3,169 円に対して <u>70.40%</u></li> <li>- 1 ヶ月終値単純平均値 3,213 円に対して <u>68.07%</u></li> <li>- 3 ヶ月終値単純平均値 3,252 円に対して <u>66.05%</u></li> <li>- 6 ヶ月終値単純平均値 3,274 円に対して <u>64.94%</u></li> </ul>
--	--

(中略)

本取引の詳細については、下記「2. 買付けの目的等」以降をご覧くださいたく存じますが、下記「2. 買付けの目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、(i) 対象者を完全子会社化することにより、製品・技術開発、生産、及び販売網・サービスといった面で両社のシナジーが大きく実現され、両社において企業価値を最大化させる具体的な蓋然性が高いものと確信しております。また、(ii) 本公開買付け価格 (5,400 円) は、①本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である 2025 年 2 月 4 日 (基準日) の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 (3,140 円)、同日までの直近 1 週間の終値単純平均値 (3,169 円)、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 (3,213 円)、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 (3,252 円)、及び同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 (3,274 円) に対してそれぞれ 71.97%、70.40%、68.07%、66.05%、及び 64.94% のプレミアムを加えた価格であり、下記<本公開買付け価格>に記載のとおり、2024 年 1 月から 12 月までに公表された案件公表前の PBR が 1 倍以上であった上場会社の非公開化を目的とした事例 37 件 (但し、自己株式の公開買付け及び本日時点で成立していない公開買付けを除きます。) におけるプレミアム水準の中央値 (公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近 1 ヶ月間、公表日の前営業日までの直近 3 ヶ月間、及び公表日の前営業日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して、それぞれ、42.41%、41.69%、42.27%、及び 42.14%) に照らしても遜色がないこと、②東京証券取引所が公表している統計資料によれば、対象者が属するスタンダード市場に上場している電気機器を業種とする企業の 2025 年 1 月時点における平均 PBR (株価純資産倍率) が 0.8 倍であるところ、本公開買付け価格は PBR2.2 倍に相当する水準であることからすれば、対象者の株主の皆様にご享受いただける価格であると考えております。加えて、(iii) 本公開買付けの買付代金は 82,329,982,200 円 (買付予定数 (15,246,293 株) に本公開買付け価格 (1 株あたり 5,400 円) を乗じた金額を記載しております。本日以降の株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数値が異なった場合には変動する可能性があります。) であるところ、本公開買付けに係る決済は、YAGEO からの出資金 (公開買付者は、YAGEO から、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの決済の開始日 (以下「本決済開始日」といいます。) の前営業日までに、本公開買付けの買付代金及びその他買付手数料等の資金の出資又は融資を受ける予定です。) を用いる予定であり、YAGEO の 2024 年 9 月 30 日現在の預金額は 425,982.88 百万円 (94,244 百万台湾ドルを、1 台湾ドル/4.52 円 (同日付) で換算した金額) であるため、決済資金の準備も完了しております。さらに、(iv) YAGEO は、本日現在、本公開買付前提条件の充足の重大な支障となる事実を認識しておりません。

以上の事実を踏まえると、本取引は、全体として、企業買収行動指針においてその実施が推奨されている、「望ましい買収」であるものと確信しております。

(中略)

## <本公開買付価格>

本公開買付価格は5,400円とする予定です。但し、本公開買付価格は、(a) 法第27条の11第1項但書に定める公開買付けの撤回が認められる事由が生じていないこと、及び(b) 対象者の業務執行を決定する機関が本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当又は取得日とする自己株式の取得についての決定をしていないことを前提としております。上記(a)又は(b)の前提と異なる事由が生じた場合には、当該事由による対象者株式への影響を踏まえた1株あたりの影響に相当する金額を基にして本公開買付価格を見直す可能性があり、本公開買付価格の見直しを行う場合、YAGEOは、本公開買付けの開始時点までに当該見直しを行います。

(中略)

下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」に記載のとおり、本公開買付価格(5,400円)は、①本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日(基準日)の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(3,140円)、同日までの直近1週間の終値単純平均値(3,169円)、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値(3,213円)、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値(3,252円)、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値(3,274円)に対してそれぞれ71.97%、70.40%、68.07%、66.05%、及び64.94%のプレミアムを加えた価格であり、2024年1月から12月までに公表された案件公表前のPBRが1倍以上であった上場会社の非公開化を目的とした事例37件(但し、自己株式の公開買付け及び本日時点で成立していない公開買付けを除きます。)におけるプレミアム水準の中央値(公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近1ヶ月間、公表日の前営業日までの直近3ヶ月間、及び公表日の前営業日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して、それぞれ、42.41%、41.69%、42.27%、及び42.14%)に照らしても遜色がないこと、②東京証券取引所が公表している統計資料によれば、対象者が属するスタンダード市場に上場している電気機器を業種とする企業の2025年1月時点における平均PBR(株価純資産倍率)が0.8倍であるところ、本公開買付け価格はPBR2.2倍に相当する水準であることからすれば、現時点において、本取引を通じて対象者が企図するシナジー効果を定量化することは困難ですが、YAGEOは、本公開買付けを含む本取引は、対象者の株主の皆様へ企業買収行動指針に記載の「株主が享受すべき利益」、すなわち、「買収を行わなくても実現可能な価値」を最低限保障するのみならず、「買収を行われなければ実現できない価値」の公正な分配をも十分保証する合理的な投資回収機会を提供するものであると考えております。

(後略)

### 【2. 買付けの目的等】

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

①本公開買付けの実施を決定するに至った目的及び意思決定の過程

V. 小括

(変更前)

上記「III.対象者を含む日本の電子部品メーカーが抱える課題」に記載のとおり、YAGEOは、YAGEO及び対象者の属する受動部品メーカーの市場は非常に激しい競争環境にあると分析しております。

もっとも、YAGEOは、本取引には、上記「IV. YAGEOグループとの想定シナジー等」の(ア)乃



至(カ)記載のとおりシナジーがあると考えているため、これにより、YAGEO と対象者が一体となり、電子部品メーカーが曝されている厳しい競争環境を勝ち抜くことが可能となると考えます。YAGEO は、本取引により対象者が「III. 対象者を含む日本の電子部品メーカーが抱える課題」における「(イ) 対象者について」で述べた利点を活用することにより、全ての株主及びステークホルダーに対して意義あるシナジー効果を発現し企業価値を最大化することができると考え、2024 年9月頃から本取引の検討を開始しました。2024 年10月11日、YAGEO は、まず、YAGEO の創業者兼会長と対象者の代表取締役社長との面談を通じて業務提携の可能性を探りたい旨の申し入れを行いました。しかしながら、2024年10月21日、対象者が当該面談の実施を拒否する旨を回答したため、2024年11月4日、YAGEO は対象者の代表取締役社長宛てにレターを直接送付し、対面での面談を通じて背景説明を行うことについて申し入れました。しかしながら、2024年11月26日、YAGEO は、YAGEO による面談の申し入れを再度拒否する旨のレターを対象者から受領いたしました。その後、YAGEO は、本取引について対象者取締役会と友好的に協議することを目的として、企業買収行動指針の趣旨に沿って、2024年12月30日に、対象者の取締役会に対して、本取引を通じて対象者株式の全てを1株あたり4,300円で取得する意向、本取引後のYAGEO と対象者間における潜在的なシナジー及び本取引後の経営方針等を記載した本意向表明書を提出いたしました。また、YAGEO は、YAGEO の本取引に関する提案や、両社の潜在的なシナジー効果に加えて、対象者の企業価値を高めるためのさらなる成長に向けたYAGEO の計画についても詳細に説明するための詳細な補足資料を対象者に提供いたしました。なお、YAGEO は、本意向表明書の提出にあたり、経済産業省が策定した企業買収行動指針を含む、日本における企業買収に関する諸法令を注意深く確認しております。YAGEO は、本意向表明書の提出後、その内容及びYAGEO の意思を可能な限り速やかに説明し、協力して相互の合意に達する機会を設けるよう、対象者に対して面談実施の要請を続けておりましたが、その機会を得ることができませんでした。かかる状況を踏まえて、YAGEO は、2025年1月13日に、対象者代表取締役社長宛てにレターを送付し、具体的な日程候補も含めて再度面談の実施を要請しましたが、2025年1月16日において、YAGEO は本取引に関する検討にあたって、守秘義務契約書の締結を必要とする旨のレターを対象者より受領し、2025年1月22日において、対象者から本対象者NDA案を受領しました。本対象者NDA案はYAGEO に一方的な守秘義務を課すとともに、一定期間YAGEO による対象者株式の取得並びに本取引に関する公表及び開始等を禁止するものでしたが、YAGEO は、対象者の情報を受領するためではなく、専らYAGEO による提案内容を対象者に口頭で直接説明するために面談を依頼しており、かかる面談を行うためには本対象者NDA案の締結が必要であるという対象者の回答は、実質的には面談を拒否するに等しいと考えております。しかしながら、YAGEO としては対象者の理解を得た上で本取引を進めたかったため、面談の実施には本対象者NDA案の締結を前提とするべきではないことを対象者に説明し、引き続き面談実施の要請を行いました。本日時点までにはそのような機会を得ることができませんでした。対象者が当該機会を与えないことについて、YAGEO は対象者から合理的な説明を受けられていない現状を踏まえ、対象者の株主の皆様にもYAGEO の提案をご検討いただく機会が提供されなくなることを懸念したため、透明性あるプロセスを通じて、対象者の株主の皆様判断のために有益な情報が、公開買付者と対象者から適切かつ積極的に提供されることを促し、もって対象者の株主の皆様が本取引の是非や取引条件に関して対象者及びその株主のために最適な選択をすることができる状況を確認することを企図し、本日、「I. 本公開買付けの概要」の「⑥公開買付開始時期」に記載の通り、YAGEO は本取引に関する予定を公表することを決定いたしました。

(後略)

(変更後)

上記「III.対象者を含む日本の電子部品メーカーが抱える課題」に記載のとおり、YAGEO は、

YAGEO 及び対象者の属する受動部品メーカーの市場は非常に激しい競争環境にあると分析しております。

もっとも、YAGEO は、本取引には、上記「IV. YAGEO グループとの想定シナジー等」の (ア) 乃至 (カ) 記載のとおりシナジーがあると考えているため、これにより、YAGEO と対象者が一体となり、電子部品メーカーが曝されている厳しい競争環境を勝ち抜くことが可能となると考えます。YAGEO は、本取引により対象者が「III. 対象者を含む日本の電子部品メーカーが抱える課題」における「(イ) 対象者について」で述べた利点を活用することにより、全ての株主及びステークホルダーに対して意義あるシナジー効果を発現し企業価値を最大化することができると考え、2024 年 9 月頃から本取引の検討を開始しました。2024 年 10 月 11 日、YAGEO は、まず、YAGEO の創業者兼会長と対象者の代表取締役社長との面談を通じて業務提携の可能性を探りたい旨の申し入れを行いました。しかしながら、2024 年 10 月 21 日、対象者が当該面談の実施を拒否する旨を回答したため、2024 年 11 月 4 日、YAGEO は対象者の代表取締役社長宛てにレターを直接送付し、対面での面談を通じて背景説明を行うことについて申し入れました。しかしながら、2024 年 11 月 26 日、YAGEO は、YAGEO による面談の申し入れを再度拒否する旨のレターを対象者から受領いたしました。その後、YAGEO は、本取引について対象者取締役会と友好的に協議することを目的として、企業買収行動指針の趣旨に沿って、2024 年 12 月 30 日に、対象者の取締役会に対して、本取引を通じて対象者株式の全てを 1 株あたり 4,300 円で取得する意向、本取引後の YAGEO と対象者間における潜在的なシナジー及び本取引後の経営方針等を記載した本意向表明書を提出いたしました。また、YAGEO は、YAGEO の本取引に関する提案や、両社の潜在的なシナジー効果に加えて、対象者の企業価値を高めるためのさらなる成長に向けた YAGEO の計画についても詳細に説明するための詳細な補足資料を対象者に提供いたしました。なお、YAGEO は、本意向表明書の提出にあたり、経済産業省が策定した企業買収行動指針を含む、日本における企業買収に関する諸法令を注意深く確認しております。YAGEO は、本意向表明書の提出後、その内容及び YAGEO の意思を可能な限り速やかに説明し、協力して相互の合意に達する機会を設けるよう、対象者に対して面談実施の要請を続けておりましたが、その機会を得ることができませんでした。かかる状況を踏まえて、YAGEO は、2025 年 1 月 13 日に、対象者代表取締役社長宛てにレターを送付し、具体的な日程候補も含めて再度面談の実施を要請しましたが、2025 年 1 月 16 日において、YAGEO は本取引に関する検討にあたって、守秘義務契約書の締結を必要とする旨のレターを対象者より受領し、2025 年 1 月 22 日において、対象者から本対象者 NDA 案を受領しました。本対象者 NDA 案は YAGEO に一方的な守秘義務を課すとともに、一定期間 YAGEO による対象者株式の取得並びに本取引に関する公表及び開始等を禁止するものでしたが、YAGEO は、対象者の情報を受領するためではなく、専ら YAGEO による提案内容を対象者に口頭で直接説明するために面談を依頼しており、かかる面談を行うためには本対象者 NDA 案の締結が必要であるという対象者の回答は、実質的には面談を拒否するに等しいと考えております。しかしながら、YAGEO としては対象者の理解を得た上で本取引を進めたかったため、面談の実施には本対象者 NDA 案の締結を前提とするべきではないことを対象者に説明し、引き続き面談実施の要請を行いました。本日時点までにはそのような機会を得ることができませんでした。対象者が当該機会を与えないことについて、YAGEO は対象者から合理的な説明を受けられていない現状を踏まえ、対象者の株主の皆様にも YAGEO の提案をご検討いただく機会が提供されなくなることを懸念したため、透明性あるプロセスを通じて、対象者の株主の皆様判断のために有益な情報が、公開買付者と対象者から適切かつ積極的に提供されることを促し、もって対象者の株主の皆様が本取引の是非や取引条件に関して対象者及びその株主のために最適な選択をすることができる状況を確認することを企図し、本日、「I. 本公開買付けの概要」の「⑥公開買付開始時期」に記載の通り、YAGEO は本取引に関する予定を公表することを決定いたしました。

公開買付者は、ミネベアミツミ株式会社が、ミネベアミツミ予告プレスにおいてミネベアミツミ公開買付けを開始する予定である旨を公表したこと、対象者 2025 年 4 月 10 日付意見表明プレスにおいて、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象

者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨及び本買付条件変更前の本公開買付けに対して反対の意見を表明する旨を決議したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、本公開買付価格について再度検討を行った結果、2025年4月17日、本公開買付価格を4,300円から5,400円に変更することを決定いたしました。

(後略)

### 【3. 買付け等の概要】

#### (3) 買付け等の価格

(変更前)

普通株式1株につき、金 4,300 円

(変更後)

普通株式1株につき、金 5,400 円

#### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

(変更前)

本公開買付価格 (4,300 円) は、①本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である 2025 年 2 月 4 日 (基準日) の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 (3,140 円)、同日までの直近 1 週間の終値単純平均値 (3,169 円)、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 (3,213 円)、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 (3,252 円)、及び同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 (3,274 円) に対してそれぞれ 36.94%、35.69%、33.83%、32.23%、及び 31.34% のプレミアムを加えた価格であり、2024 年 1 月から 12 月までに公表された案件公表前の PBR が 1 倍以上であった上場会社の非公開化を目的とした事例 37 件 (但し、自己株式の公開買付け及び本日時点で成立していない公開買付けを除きます。) におけるプレミアム水準の中央値 (公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近 1 ヶ月間、公表日の前営業日までの直近 3 ヶ月間、及び公表日の前営業日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して、それぞれ、42.41%、41.69%、42.27%、及び 42.14%) に照らしても遜色がないこと、②東京証券取引所が公表している統計資料によれば、対象者が属するスタンダード市場に上場している電気機器を業種とする企業の 2025 年 1 月時点における平均 PBR (株価純資産倍率) が 0.8 倍であるところ、本公開買付価格は PBR1.9 倍に相当する水準であることからすれば、対象者の株主の皆様に大きなプレミアムをご享受いただける価格であると考えております。現時点において、本取引を通じて対象者が企図するシナジー効果を定量化することは困難ですが、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引は、対象者の株主の皆様企業買収行動指針に記載の「株主が享受すべき利益」、すなわち、「買収を行わなくても実現可能な価値」を最低限保障するのみならず、「買収を行われなければ実現できない価値」の公正な分配をも十分保証する合理的な投資回収機会を提供するものであると考えております。

なお、公開買付者は、上記の諸要素、上記「2. 買付けの目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の想定されるシナジー、及び応募の見通し等を総合的に考慮して本公開買付価格を決定しております。また、台湾証券取引法及び関連規則においては、上場企業が他社の有価証券を取得し、かつ、その取引金額が一定の基準を上回る場合には、上場企業が支払う対価が、自社の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書 (フェアネス・オピニオン) を取得することが義務づけられているため、YAGEO は、公開買付者及び対象

者から独立した第三者算定機関である信佑聯合會計師事務所（以下「信佑聯合」といいます。）に対し、本公開買付価格である 4,300 円が YAGEO の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の提出を求め、2025 年 2 月 5 日付でこれを取付いたしました。なお、信佑聯合は、YAGEO 及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。また、台湾証券取引法及び関連規則は、買収対象企業の株式価値の評価を求めるものではないため、YAGEO は、信佑聯合に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しておりません。さらに、当該意見書は、台湾証券取引法及び関連規則に従って、YAGEO の株主への責任を果たす観点から、外部専門家（会計士）に本公開買付価格の公正性を評価していただいたものであり、その評価内容は本公開買付価格の決定に際して参考にしておりません。

（変更後）

本公開買付価格（5,400 円）は、①本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である 2025 年 2 月 4 日（基準日）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値（3,140 円）、同日までの直近 1 週間の終値単純平均値（3,169 円）、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値（3,213 円）、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値（3,252 円）、及び同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値（3,274 円）に対してそれぞれ 71.97%、70.40%、68.07%、66.05%、及び 64.94% のプレミアムを加えた価格であり、2024 年 1 月から 12 月までに公表された案件公表前の PBR が 1 倍以上であった上場会社の非公開化を目的とした事例 37 件（但し、自己株式の公開買付け及び本日時点で成立していない公開買付けを除きます。）におけるプレミアム水準の中央値（公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近 1 ヶ月間、公表日の前営業日までの直近 3 ヶ月間、及び公表日の前営業日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して、それぞれ、42.41%、41.69%、42.27%、及び 42.14%）に照らしても遜色がないこと、②東京証券取引所が公表している統計資料によれば、対象者が属するスタンダード市場に上場している電気機器を業種とする企業の 2025 年 1 月時点における平均 PBR（株価純資産倍率）が 0.8 倍であるところ、本公開買付価格は PBR2.2 倍に相当する水準であることからすれば、対象者の株主の皆様には大きなプレミアムをご享受いただける価格であると考えております。現時点において、本取引を通じて対象者が企図するシナジー効果を定量化することは困難ですが、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引は、対象者の株主の皆様には企業買収行動指針に記載の「株主が享受すべき利益」、すなわち、「買収を行わなくても実現可能な価値」を最低限保障するのみならず、「買収を行われなければ実現できない価値」の公正な分配をも十分保証する合理的な投資回収機会を提供するものであると考えております。

なお、公開買付者は、上記の諸要素、上記「2. 買付けの目的等」の「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の想定されるシナジー、及び応募の見通し等を総合的に考慮して本公開買付価格を決定しております。また、台湾証券取引法及び関連規則においては、上場企業が他社の有価証券を取得し、かつ、その取引金額が一定の基準を上回る場合には、上場企業が支払う対価が、自社の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得することが義務づけられているため、YAGEO は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である信佑聯合會計師事務所（以下「信佑聯合」といいます。）に対し、本買付条件変更前の本公開買付価格である 4,300 円が YAGEO の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の提出を求め、2025 年 2 月 5 日付でこれを取付いたしました。なお、信佑聯合は、YAGEO 及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。また、台湾証券取引法及び関連規則は、買収対象企業の株式価値の評価を求めるものではないため、YAGEO は、信佑聯合に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しておりません。さらに、当該意見書は、台湾証券取引法及び関連規則に従って、YAGEO の株主への責任を果たす観点から、外部専門家（会計士）に本買付条件変更前の本公開買付価格の公正性を評価していただいたものであり、その評価内容は本公開買付価格の決定に際して参考にしておりません。

また、YAGEO は、信佑聯合に対し、本買付条件変更後の本公開買付価格である 5,400 円が YAGEO の株

主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の提出を求め、2025年4月15日付でこれを取得いたしました。また、台湾証券取引法及び関連規則は、買収対象企業の株式価値の評価を求めるものではないため、YAGEOは、信佑聯合に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しておりません。さらに、当該意見書は、台湾証券取引法及び関連規則に従って、YAGEOの株主への責任を果たす観点から、外部専門家（会計士）に本買付条件変更後の本公開買付価格の公正性を評価していただいたものであり、その評価内容は本公開買付価格の決定に際して参考にしておりません。

## （7）買付代金

### （変更前）

65,559,059,900円（予定）

（注）買付代金は、上記「（5）買付予定の普通株式の数」に記載した本公開買付けの買付予定数（15,246,293株）に本公開買付価格（4,300円）を乗じた金額を記載しております。本日以降の株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数値が異なった場合には変動する可能性があります。

### （変更後）

82,329,982,200円（予定）

（注）買付代金は、上記「（5）買付予定の普通株式の数」に記載した本公開買付けの買付予定数（15,246,293株）に本公開買付価格（5,400円）を乗じた金額を記載しております。本日以降の株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数値が異なった場合には変動する可能性があります。

以上

#### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」又はこれらと同様の表現等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。こうした表現は、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下、「米国証券取引所法」といいます。) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」に該当し、このプレスリリースの記載には、かかる「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

#### 【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国証券取引所法第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項の下で定められた規則は本公開買付けには適用されないため、本公開買付けはこれらの手続及び基準に必ずしも沿ったものではありません。さらに、このプレスリリースに含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者、公開買付者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、米国証券取引所法規則 14e-5(b)、適用される日本の法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、本公開買付け以外の方法で対象者株式の買付けを行う可能性があります。そのような買付けは金融商品市場取引を通じた市場価格、若しくは金融商品市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、かかる情報は米国においても同様の方法で開示が行われ、当該買付けを行なった者の英文のウェブサイト上にも掲載されるものとします。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

このプレスリリースは、その発表、発行又は配布が適用される法規制に違反することとなるいかなる法域に対しても、その全部又は一部を問わず、発表、発行又は配布を行うものではありません。